

令和5年9月26日

公益社団法人三条法人会
会長 野崎 正明 様

三条税務署長
葛綿 直人

適格請求書等保存方式（インボイス制度）開始に関する
周知等について（協力依頼）

平素から、税務行政にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。また、数次にわたりインボイス制度に関する周知等のご協力を賜り、重ねて御礼申し上げます。

インボイス制度が開始される本年10月1日まで残すところ1か月を切りました。

当署としましては、制度の円滑な開始に向けて、登録要否についての個別相談や各種説明会・研修会への講師派遣等の対応を行ってまいりました。制度開始後も引き続き、こうした取組を継続していくこととしています。

これまで周知のご協力をお願いしてまいりました内容と重複する部分もございますが、インボイス制度の円滑な開始と定着に向け、準備・対応を的確に進めていただく観点から、各都道県連、各単位会及び会員の皆様へ、以下の点について周知方ご協力賜れますと幸いです。

1. インボイス制度の開始に向けて特にご留意いただきたい事項等

インボイス制度開始に向けて特にご留意いただきたい事項等を取りまとめております。

また、本件に関連するリーフレットを作成し、国税庁ホームページに掲載しておりますので、併せてご覧ください。

（ご留意いただきたい事項）



（リーフレット）



2. 中小企業等に向けた支援措置

事業者支援策全体の概要、各種相談体制・支援策の概要、令和5年度税制改正等による激変緩和・負担軽減策の概要をとりまとめております。

なお、インボイス制度に関する各省庁等の相談窓口一覧や、インボイスコールセンターについては、国税庁ホームページをご覧ください。

〈相談窓口一覧〉



〈インボイスコールセンター〉



おって、インボイス制度への対応に向けたIT導入補助金や持続化補助金の詳細については、補助金事務局ホームページをご確認ください。

〈IT導入補助金〉



〈小規模事業者持続化補助金〉
全国商工会連合会



〈小規模事業者持続化補助金〉
商工会議所地区



3. 公正取引委員会の取組

インボイス制度の実施に向けて、免税事業者と取引先との間で独占禁止法・下請法上問題となり得る行為について、事業者の法令遵守をお願いしてきたところです。

制度の実施に関連して独占禁止法等の違反につながるおそれのある事例をご案内しております。各都道府県連、各単位会及び各会員の皆様やその取引先に引き続き関係法令が遵守されるよう、周知をお願いいたします。

なお、免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ&Aやインボイス制度の実施に関連した注意事例については、公正取引委員会のホームページをご確認ください。

〈インボイス制度関連コーナー〉



4. 事業者の方へ個別相談及び説明会実施

税務署では、登録の要否をご検討している事業者の方々を対象に、事業者の実態を踏まえた個別相談や各種補助金の支援策の情報等についてもご案内する「登録要否相談会」を開催しております。

さらに、引き続きご希望に応じ、各都道府県連及び各単位会が主催する会員向けの説明会・研修会に国税職員を講師として派遣させていただきます。

各都道府県連、各単位会におかれましても、会員の皆様にご案内いただくとともに、講師派遣についてもご検討いただけますと幸いです。

講師派遣をご希望される場合は、国税局又は各税務署までご連絡ください。

〈インボイス制度説明会〉

